

# 求職者支援訓練を受講中のみなさまへ

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う指定来所日の限定的な特例措置の延長について

### 特例期間 令和2年10月1日～（当面の間）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、指定来所日等については下記のとおりとなります。該当する求職者支援訓練受講中の方は、ハローワークにお申し出ください。

記

#### 1 職業訓練受講給付金における指定来所日等の取扱いについて

来所による職業訓練受講給付金の支給申請手続きが必要です。

ただし、高齢（おおむね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中であることにより感染予防等の観点から来所を控えたいとの申出があった場合は、例外的に「郵送での提出」による支給申請手続きが可能です。

当初予定されていた指定来所日の変更を希望する場合は、次の指定来所日までに限って、指定来所日の変更を相談することができます。

なお、「郵送での提出」による支給申請手続きが認められなくなっていることを知らない方もいらっしゃるものが想定されるため、**1回に限り「郵送での提出」による支給申請手続きが可能です。次回以降の指定来所日には必ず来所する必要がありますので、ご注意ください。**

#### 2 求職活動の取扱いについて（求職活動を実施できなかった場合の特例措置）

令和2年3月11日から令和2年9月30日までの期間が支給単位期間に1日以上含まれる方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を就職支援計画のとおり行えなかった方は、どのような準備（インターネット等での検索等）を行ったかを確認させていただくことで、求職活動としてみなすことができます。

**なお、令和2年10月1日以降の求職活動についての上記の取扱いは、例外的に「郵送での提出」による支給申請手続きを行う方に限られますので、ご注意ください。**